

東大和市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、東大和市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、関係機関等（法第89条の3第1項に規定する関係機関等をいう。以下同じ。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等の課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業（法第77条第1項第3号に規定する事業をいう。）の運営等に関すること。
- (2) 個別の事例等への対応方法に関すること。
- (3) 関係機関等によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 障害者の福祉の向上に必要な地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画の進捗状況の把握に関すること。
- (6) その他協議会において必要と認めること。

(組織及び委員)

第3条 協議会は、次に掲げる委員15人以内をもって組織する。

- (1) 東大和市の区域内の障害者団体又は家族会の代表者等 3人以内
- (2) 指定相談支援事業者の関係者 1人以内
- (3) 指定障害福祉サービス事業者の関係者 3人以内
- (4) 企業関係者 1人以内
- (5) 立川公共職業安定所の職員 1人以内
- (6) 保健医療関係者 2人以内
- (7) 特別支援学校の教職員 2人以内
- (8) 東大和市社会福祉協議会の職員 1人以内
- (9) 民生委員・児童委員協議会の委員 1人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門的事項について協議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 前条第2項の規定は、前項の専門部会について準用する。

(秘密保持)

第8条 協議会の構成員、第6条第2項及び第7条の規定により協議会に関わった者は、協議会の職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(会議の公開)

第9条 協議会（専門部会を除く。）の会議は、公開する。ただし、東大和市情報公開条例（平成15年条例第22号）第30条第1項各号に掲げる場合に相当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課が行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。